

NPO 消費者市民ネット21 NEWS LETTER No.7

学校における消費者教育の新しい動向

NPO 消費者市民ネット 21 代表理事 酒井はるみ

本年度から新しい学習指導要領に基づいた教科書の使用が始まった。消費者教育は小・中・高校を通して家庭科で学ぶことになっているが、なかでも高校教科書の変化は大きいものであった。教科書は、A 家族・家庭・福祉 B 衣食住の生活の自立 C 持続可能な消費生活・環境 D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動から成り立っているが、内容でみると消費者問題が3分野の一つに位置づけられている。消費者問題がここまで重要な位置づけをされたことは未だかつてなかったから、私には驚きですらあった。家庭科の目的は個人の生活的自立である。地球環境危機の時代、消費者問題と環境のセットは生活的自立の問題として避けられなくなっているということであろう。

現在 10 数種類の教科書が刊行されている。学習指導要領の内容は漏れなく記載されるのであるが、力点の置き方は教科書によって異なる。例えば、モノやサービスの購入で被害を受けた場合、諦めることなく消費生活センターや法テラスなど様々な方法で救済を求める能力と行動力を持つ自立した消費者像を示すタイプが一つ。もう一つのタイプは、消費生活の現状が環境問題を引き起こしていることを認識し、持続的発展を目指す消費者市民社会の構築に参画する消費者市民の育成を目指すものである。いずれも主権者としての消費者であることが強調されており、これは今回の特徴である。



男女が共に学ぶ家庭科になって 10 年余りが経過し、消費者問題がすべての生徒の学習内容になった。問題は多くの高校で家庭科は週 2 時間しかない現実があり、消費者問題を教えられる教員が少ないという問題もある。小・中学校ではあまり行われていないようである。画餅は返上である。学習指導要領の内容を現場で実践できる条件整備を望みたい。

エシカル消費を進めよう

＝環境フェアに参加して

6月4日、千波湖広場で開催された水戸市環境フェアでは「エシカル消費」に関する来場者アンケート」とパネル掲示、フェアトレード商品の販売を行いました。フェアトレード商品は第3世界ショップから仕入れた「カレーの壺」や「粒胡椒」「カップオンコーヒー」「バジルソース」、それに昨年も好評だった水戸市在住のネパール人から仕入れた現地の女性たちの手工芸品のポシェットやバッグ類など。エシカル消費に関するアンケートでは、その文言も内容もあまり認知度は高くありませんでした。フェアトレードに関しても同様でした。

エシカル消費とは「地球環境、人と社会、地域の事を考えて作られたモノを購入、あるいは消費する」ことで、倫理的消費ともいいます。理念は「自然環境を損なわない」「社会の児童労働や労働搾取などを助長しない」「地域社会、地域経済を損なわない」の3つ。エシカル消費は2015年に国連で採択された持続可能な開発目標 (SDGs) の12番目「つくる責任つかう責任 (持続可能な生産消費形態を確保する)」とも大いに関連があり、わが国の今後の消費行動の指針となるべき重要な施策と位置づけています。



エシカル消費の具体的な内容としては、「**地産地消、被災地産品の応援、障害者支援につながる消費、フェアトレード商品、寄付つき商品、エコ商品、リサイクル製品、資源保護等に関する認証付商品の消費、地域の伝統品の消費、動物福祉につながる消費**」など様々な例が挙げられます。

6月に行われた水戸市消費生活センター主催の水戸市消費者月間市民のつどい講演会で、(一社)エシカル協会代表の末吉里花さんは、消費は「個人的な」営みではなく、環境、社会、未来に「影響」を与える行為であると述べています。私たちも、安全・安心、品質、価格の3つの物差しに、末吉さんのいう「エシカル」を加えた4つの尺度から、モノを「つくり過ぎていないか」「買過ぎていないか」「捨て続けていないか」見直すことが大切ではないでしょうか。

水戸市消費生活センター移転のお知らせ

水戸市消費生活センターは長年水戸市五軒町のみと文化交流プラザ3Fにありましたが、水戸市役所新庁舎完成に伴い、**来年1月4日**に水戸市役所2Fに移転します。エスカレーターを上がってすぐの2Fのわかりやすい場所にあります。今後ともご協力よろしくお願い致します。

水戸市中央1-4-1 水戸市役所2F

TEL 029-226-4194 FAX029-222-6826

「21世紀の家族像～家族の変化とLGBT～」

9月15日、みと文化交流プラザで、NPO 消費者市民ネット21がRAINBOW 茨城と共同で開催した事業には、関心のある約40名の市民が参加されました。

酒井はるみ NPO 消費者市民ネット21 代表は、「男は外、女は内」という伝統的性別役割分業の制度的消滅と標準家族という概念が使えなくなってきた今日、渋谷区のように同性婚を認める「パートナー条例」もあるが、LGBTをメインストリーム（主流）化し、法律でLGBTの方たちの権利を守っていくことが望ましいと問題提起しました。

シンポジウム「LGBT当事者と家族の本音 de トーク」では、LGBTの方3名とその家族が出席、ゲイが知られて仕事を変えざるを得なくなったなど人権が無視された切実な実態も明らかにされ、LGBTに対して寛容な社会であってほしいと訴えました

消費生活相談員受験対策講座

5月27日から9月23日まで毎月実施してきました国家資格「消費生活相談員」受験対策講座は、全5日、10講座が終了しました。講座生は県内から20名が集まり、県内弁護士や（財）日本消費者協会元理事の山田英郎先生の講義を受けました。

受講生の皆様、講師の皆様大変お疲れ様でした。

活動の拠点づくりの確保に向けて ＝空き店舗ツアーに参加

9月17日に、水戸市商工課と水戸市商工会議所が協働で企画した空き店舗プレツアーと12月9日の第1回空き店舗ツアーに役員数名が参加してきました。目的はNPOとしての事務所の確保と今後の活動の拠点づくりの場を探ること。

プレツアーでは主に泉町北側にある仲町商店街の空き店舗を、12月には南町や協同病院近辺の空き店舗を見学しました。立地や賃料などNPOとしてはハードルが高い面も確認できましたが、ツアー参加者の中に知り合いがいて情報が得られたりもして、参加は無駄ではなかったと考えております。

良い物件情報を持ちの方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。



最近の消費者問題から

～ネット通販を利用するときは～

パソコンやスマホなどでインターネット通販を利用している方に、少しだけご注意ください！

最近、消費生活センターには「ネットで商品を注文し、代金は業者の指示するままにコンビニでギフトカードを買って番号を伝えるという方法で前払いしたが、10日たっても商品が届かない。相手業者とはメールでしかやりとりができない。そのうち返信は来なくなった」などの相談が寄せられています。

決済の方法は、代金引換、クレジットカード、相手が指定した口座への振り込み、ギフトカードでの前払いなどいろいろありますが、前払いは、商品が届かないなどのトラブルに遭ったとき、解決が困難な場合があります。ギフトカードでの前払いも現金での前払いと同じです。クレジットカード決済の場合も時期によっては遅きに失することもあります。ケースによっては商品が届かなかったとき、クレジット会社に連絡して口座からの引き落としを一時止めてもらうよう連絡したり業者の連絡先を教えてくださいることが可能だったりします。

またネット通販を利用するときは業者のWEBサイトにhttpsのsがあるか確認すること、ネット上の会社概要で住所や代表者氏名、連絡先はメールだけでなく電話番号があるか、確認することが大切です。

商品を先に購入すると、詐欺サイトにアクセスする恐れがありますので、注意しましょう。

編集後記：今年も残すところあと1週間。2019年はセンターも新しい場所での運営となります。NPOの活動も皆様のご意見を伺いながら事業運営をしてみたいです。ぜひご意見をお寄せください。ご協力、よろしくお願いいたします。新しい年が皆様にとりまして幸多い年となられますように！

発行 2018年12月23日